

国立大学法人京都大学災害補償規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）に勤務する教職員、特定有期雇用教職員、支援職員、有期雇用教職員、時間雇用教職員、<u>外国人教師及び招へい研究員</u>（以下「教職員等」という。）が業務上の災害（負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。）若しくは通勤途上における災害を被ったとき、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づく補償又は保険給付のほかに、大学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定めることを目的とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）に勤務する教職員、特定有期雇用教職員、支援職員、有期雇用教職員、時間雇用教職員及び招へい研究員（以下「教職員等」という。）が業務上の災害（負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。）若しくは通勤途上における災害を被ったとき、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づく補償又は保険給付のほかに、大学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定めることを目的とする。</p> <p>附 則（令和7年3月総長裁定） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>